

地震などの大規模災害に備える「大規模災害協力員」を募集



地震や台風、集中豪雨など、いつ起こるともされない大規模災害に備え、消防団活動を支援する「大規模災害協力員」を募集します。

主な活動内容

災害情報の収集・報告、地域住民への伝達、避難誘導、安否確認、避難所運営の支援 など
対象 市職員・地域役員・自主防災隊員のOB、医療従事経験者、防災士、学生防災サークル、災害ボランティアなど、自主防災活動に役立つ経験がある人

登録人数 市内9つの分団ごとに10人程度
災害補償 公務災害補償および傷害保険で補償
◎制度や申込方法など詳しくは、問い合わせ先へ
消防総務室 ☎ 63 - 5990

平成30年度「個人情報保護制度」運用状況を報告します

平成15年7月1日条例施行時以降の、市の個人情報の取扱事務届出件数…1,276件(平成31年3月末時点)
個人情報開示請求実績
▼市民部…4件 ▼福祉子ども部…7件
▼市立病院…10件 ▼教育委員会…1件
開示実績【開示率…100%】
(開示…16件、部分開示…6件)
※請求1件で複数の決定の場合があります。
市民相談室 ☎ 63 - 7416

小規模修繕等契約希望者を募集

小規模修繕等契約希望者とは、市が発注する小規模な修繕や工事において、小規模事業者を活用し、受注機会を拡大する制度です。
対象となる修繕等 1件の金額が30万円以下
登録できる事業者 次の全てに該当する事業者
①入札参加資格者名簿に登録のない事業者
②引き続き2年以上営業を行っている事業者
③市内に本社もしくは本店を有する法人または市内に住民登録を有する個人事業者
④市税の滞納が無い事業者
※詳しくは、市ホームページをご覧ください。
登録の有効期間 10月1日～令和3年9月30日
申込 8月26日頃から9月20日頃までに申請書(市ホームページから出力可)に必要な事項を記入し、必要書類を添付して市役所4階契約管財室へ提出。
※申込期間以降でも随時受付しています。
契約管財室 ☎ 63 - 7335

平成30年度「情報公開制度」運用状況を報告します

公文書公開請求実績【公開率…97.02%】
▼請求件数…181件
▼公開…76件、部分公開…87件、非公開…5件、文書不存在…34件
※請求1件で複数の決定の場合があります。伊賀南部環境衛生組合…公開請求1件 部分公開1件
◎審議会などの開催状況も公開
▼開催回数…262回(全部公開…50回、一部公開…6回、非公開…206回)
▼延べ傍聴人数…16人
市民相談室 ☎ 63 - 7416

「危険物取扱者試験(後期)」を実施

名張市会場での試験予定
種別 乙種第4類、丙種 開催日 11月17日(日)
場所 武道交流館いきいき(蔵持町里)
願書配布場所 消防本部予防室、名張消防署、桔梗が丘分署、つつじが丘出張所
願書受付 (一財)消防試験研究センター三重県支部
▼電子申請 9月7日(日)～17日(金)
▼書面申請 9月10日(金)～20日(金)
その他県内他市で受験が可能な資格
＜甲種＞
▼11月16日(日)/津市 ▼11月17日(日)/伊勢市
＜乙種第4類＞
▼11月9日(日)/四日市市、津市、尾鷲市、熊野市
▼11月16日(日)/四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市、伊賀市
▼11月17日(日)/桑名市、四日市市、鈴鹿市、伊勢市
＜乙種のうち第4類以外＞
▼11月16日(日)/津市 ▼11月17日(日)/伊勢市
＜丙種＞
▼11月9日(日)/四日市市、尾鷲市、熊野市
▼11月16日(日)/鈴鹿市、津市、松阪市、伊賀市
▼11月17日(日)/桑名市、伊勢市
※詳しくは、(一財)消防試験研究センター三重県支部(☎059-226-8930)へ
消防本部予防室 ☎ 63 - 1412

危険物取扱者試験乙種第4類受験者が対象 予備講習会 受講者募集

危険物取扱者試験乙種第4類の受験者を対象に予備講習会を開催します。
日時 10月10日(日)午前9時～午後5時
場所 防災センター(鴻之台1)
定員 70人 ※先着順
受講料 無料 ※ただしテキスト代4,000円が別途必要
申込 9月17日(日)から10月4日(土・日、祝日を除く)午前8時30分～午後5時15分までに、消防本部予防室へ直接お申し込みください。
消防本部 予防室 ☎ 63 - 1412

「甲種防火管理再講習」受講者募集

甲種防火管理者の資格をすでに取得されている人が対象となる講習です。
日時 10月2日(日)午後1時30分～4時40分
場所 防災センター(鴻之台1)
定員 50人 ※先着順
受講料 無料 ※ただしテキスト代1,500円が別途必要
申込 9月2日(日)から13日(土・日、祝日を除く)午前8時30分～午後5時15分までに、消防本部備え付けの申込書・受講票(市HPから出力可)に必要な事項を記入し、防火管理者の修了証(コピー可)をお持ちの上、同窓口へ
消防本部 予防室 ☎ 63 - 1412



「年金生活者支援給付金制度」が10月(12月支給)から始まります

年金生活者支援給付金とは、年金を含めても所得が低い人の生活を支援するため、年金に上乗せして支給される制度です。給付金を受け取るためには請求書の提出が必要です。9月以降に日本年金機構から支給要件を満たすとされる人へ案内が送られます。同封の年金生活者支援給付金請求書に記入して、期日までに郵送で提出してください。

■ 支給要件

老齢年金受給者の場合…
▼65歳以上 ▼世帯全員の市・県民税が非課税
▼前年の年金収入額とその他の所得金額の合計が879,300円以下
障害基礎年金・遺族基礎年金受給者の場合…
▼前年の所得金額が「4,621,000円+扶養親族の数×38万円」以下の人

■ 支給対象外の要件

▼日本国内に住所がない
▼年金が全額支給停止中
▼刑事施設等に拘禁されている



■ 支給額

給付金額は、各個人の年金の加入月数などによって異なります。計算方法など詳しくは、9月以降に届く案内でご確認ください。

◎該当すると思われる人で請求書が届かない場合など、お問い合わせは給付金専用ダイヤル(☎0570-05-4092)まで。電話の際は基礎年金番号が分かる物をお手元にご用意ください。



産業振興センターアスピア(南町)での年金相談 ※定員は各回50人程度
日時 9月10日(日)・24日(日)午前10時～午後2時45分
津年金事務所での相談は要予約 ☎ 0570 - 05 - 4890
☎ 03 - 6631 - 7521